西尾市ALT(外国語指導助手)派遣事業仕様書

1 目 的

本業務は小・中学校及び義務教育学校の児童生徒が外国語(英語)で積極的にコミュニケーションを図ることができるように育てるとともに、言語やその背景にある文化に関する理解を高め、国際理解(多文化理解)を深めることを目的とする。

2 委託者及び業務場所

(1) 委託者

西尾市(担当教育委員会事務局学校教育課)

(2) 業務場所

西尾市立小学校25校・中学校9校・義務教育学校1校(以下「学校」という。) 詳細は、**資料1**「西尾市立小中学校等一覧(令和8年度児童生徒数・学級数見 込)」のとおり。

3 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで。ただし契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

(地方自治法 234 条の3の規定に基づく長期継続契約)

※令和8年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

4 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日 ただし、ALTの派遣日数は、西尾市が指定する630日(予定)とする。

5 派遣日・時間及び授業時間

- (1) 派遣日は原則として、学校の休業日及び土曜日、日曜日、祝日の休業日を除く おおむね週5日とする。ただし、就業場所が勤務日でない日に授業等を実施する 場合、勤務日を振り替えることができる。
- (2) 夏季休暇日、冬季休暇日、年度末休暇日に打ち合わせ及び研修会、外国語教育に関わる行事等がある場合は、その日を派遣日とすることができる。
- (3) 就業時間については、派遣日の午前8時15分から午後4時30分の間の派遣 先が指定する時間で1日7時間とし、休憩時間は1日あたり60分程度とする。 ただし、派遣内容により委託者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 授業時間は1日あたり6授業時間以内とする。 なお、小学校は45分、中学校は50分を1授業時間とするが、派遣内容により 委託者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(5) 原則として次の時間数の外国語活動及び外国語の授業にALTを配置する。 ALTが参加する授業時間は少なくとも次表の時間数を確保すること。

ただし、事前に委託者と受託者の間で合意がある場合には学習支援活動(テストの作成補助、学校行事の支援、給食時間等を利用した異文化交流等)にも振り分けられることとする。

学 年	1クラスあたりの年間ALT参加授業時間
小学校 1 · 2 年生	年間3授業時間程度(具体的な時間数につい
	ては、各学校が状況に応じて決定)
小学校 3·4年生	年間35授業時間程度
小学校 5·6 年生	年間45授業時間程度
小学校特別支援学級	年間10授業時間程度
中学校1・2・3年生	年間20授業時間程度
中学校特別支援学級	年間10授業時間程度

なお、ALTの授業参加計画については、委託者と受託者で協議の上、決定する。

- (6) 派遣年間日数は210日/人程度とする。ただし、必要に応じて委託者は受託者と調整して、ALTの派遣日及び時間を変更することができる。また、受託者の都合やALTの体調不良等の個人的な理由により、予定された業務が実施できない時、受託者は代わりのALTを派遣するか、または、未実施分を委託者との調整の上、業務期間中に他の日に振替実施する。
- (7) 受託者は派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合には、原則として 委託者へ事前に通知するものとする。委託者は、派遣労働者の年次有給休暇の取 得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の正常な運営に支 障をきたすときは、委託者は受託者にその具体的な事情を明示して、委託者が当 該派遣労働者に対し、取得予定日を変更するよう依頼すること、または、必要な 代替者の派遣を要求することができる。

6 業務内容

- (1) 受託者の行う業務
 - ① ALTの派遣
 - ② ALT派遣業務を円滑に履行するために必要な次の業務
 - ア 西尾市担当の日本人ALTコーディネーター (総括者) の選任
 - イ 委託者、学校、ALTの連絡調整
 - ウ ALTコーディネーターによる学期ごとの学校訪問及び指導、ALTの 業務遂行状況の把握
 - エ 上記ウについての報告及び各種報告書の提出
 - オ ALTに対する業務遂行に必要となる研修の実施(研修に要する費用については、受託者の負担とする)

- カ 各学校への定期アンケートの実施と報告
- キ ALTへの指導方法等の助言、授業や活動で使用する教材・教具の作成、 カリキュラムの提供等業務支援
- ク ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合、委託者及び学校へ事前報告
- ケ ALTにかかる学校からの要望や苦情等への対応
- コ ALTの就業場所への通勤手段の確保
- サ 労働派遣法により受託者に義務付けられている諸手続き
- シ ALTの日本での労働に適したビザの申請に関する指導及び確認
- ス 情報通信技術 (ICT) 等を活用した指導方法等の助言
- セ その他業務遂行にあたって必要な事務に関すること
- ソ 教員の外国語の授業づくり、外国語の授業への技能向上のための支援
- タ 小学校6年生、中学校3年生を対象とした外国語活動の企画立案及び実 施支援

(2) ALTの行う業務

- ① 外国語活動及び外国語の授業における指示及び指導補助、教員との外国語での会話の実演をはじめとしたティームティーチング
- ② 教材・教具やカリキュラム等の研究、作成補助及び情報提供
- ③ パフォーマンステスト・放送テスト等の作成補助及び採点補助
- ④ 教員と連携して効果的にティームティーチングを行うための事前打合せ 及び指導補助に関する確認作業
- ⑤ 学校の授業外の活動への参加(文化的行事、体育的行事、クラブ・部活動、 清掃指導等)
- ⑥ 委託者及び学校が実施する会議及び研修会等への参加・指導補助
- (7) 学校行事、委託者主催の外国語及び国際理解教育に関する行事等への協力
- ⑧ 教員及び児童・生徒を対象とした国際理解教育・国際交流活動に対する取り組みへの参加及び支援(スピーチコンテスト・授業研究会等)
- ⑨ 小学校6年生を対象とした、授業時間(1コマ又は2コマ)に学年もしくはクラスごとで行う外国語活動(英語を使う必然性のある状況下で、適度な負荷のある目標を達成しようと児童が自ら動き出すようなワクワクするミニイベント)の企画立案及び実施
- ⑩ 中学校3年生を対象とした、授業時間(1コマ)にクラスごとで行う外国 語活動(英語が得意な子も苦手な子も英語力を高められる活動)の企画立 案及び実施(オンライン等も可)
- ① 授業の振り返り、分析、評価及び自身の指導技術の向上
- ② 翻訳及び通訳の支援
- ⑤ 情報通信技術(ICT)等を活用した授業への参加及び指導補助
- ④ 毎月、月別実績報告書を作成し、拠点とする学校長の確認を得た後、受託者を通じて委託者に提出すること

- ⑤ その他外国語教育の指導助手業務の遂行にあたって必要な事務または学校関係事務について、委託者と受託者が合意した業務
- (16) 授業のアイデア等の提案
- ① 自身の出身国の紹介や日本や外国の文化の違いを紹介

7 ALTの派遣人数

12名とする。(西尾市35校中12校を拠点校した場合に必要な人数配置を提案すること。)

年間を通して同一のALTとする。小学校12校を拠点校とし、小・中連携を考えたALT派遣を提案すること。

8 ALTの担当校(拠点校及び巡回校)

- (1) 3年間、同一校を同一ALTが担当することを原則とする。ただし、学級数の 増減により、担当校を変更する場合がある。
- (2) 中学校区を中心とした拠点校12校と巡回校のALT配置をALTコーディネーターは委託者と協議して計画する。
- (3) 一人のALTが一日に複数校を巡回することができるものとする。
- (4) 委託者の指示により、担当校以外の場所へALTを派遣する場合がある。

9 ALTの条件

- (1) 心身ともに健康で協調性があり業務期間を通して勤務できる者
- (2) 母国語が英語で教科書に準じた英語の発音、イントネーション、文法等の指導ができる者(多言語話者及び大学以上の教育機関卒業者が望ましい)
- (3) 日本でのALTとしての就労が認められており、犯罪に係わる刑罰等の執行 猶予を受けていない者
- (4) 英語指導経験があり、または英語指導の研修を十分受け指導に長けている者
- (5) 英語を指導することに熱意をもっている者
- (6) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができる者
- (7) 日常会話程度の日本語が話せ、理解ができる者
- (8) 通勤及び各勤務地への移動が自分で行える者
- (9) 児童生徒の外国語の能力や興味を高めようとする意欲のある者

10 ALTの業務状況の把握

受託者は、ALTの業務状況の把握をし、指導助言をするため以下のことを実施する。

- (1) 定期的な授業参観やアンケート等を実施する。
- (2) ALTコーディネーターの学校訪問等を行う。
- (3) ALTが提出する月別実績報告書を業務状況の把握の参考にする。

11 ALTの変更

- (1) ALTが業務の遂行に当たり、不適切と認められる場合は、委託者は適宜改善要求を行うものとする。改善要求後も改善の見込みがない場合、その者の変更を要求することができる。受託者はそれを受け、ALTの業務改善を図り、それでも改善の見込みがない場合は、委託者の承諾を得て別の者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、配置したALTが、病気その他の理由により業務の遂行が困難になった場合、委託者の承諾を得て別の者を配置しなければならない。
- (3) 受託者は、新たにALTを就業させるときは、委託者の承諾を得て就業するものとし、業務遂行に支障のないよう研修期間を設けることとする。なお、研修期間に要する費用については、受託者の負担とする。
- (4) 受託者が適当でないと認めた者は派遣しない。

12 ALTの資質向上

受託者は、業務を円滑に遂行できるよう、派遣時間外にALTに対し、指導等についての研修を定期的に行うなど、ALTの資質の維持、向上に努めるものとする。

13 ALTの決定

- (1) 受託者は、当該事業の契約締結日から派遣開始日の20日前(当該日が休日の場合はその前日)までに、委託者の承認を得て、派遣するALTを決定し、ALTのプロフィール等がわかる資料を委託者へ送付する。
- (2) 受託者は、令和8年3月下旬に委託者が開催するALT担当者説明会に出席 し、派遣に関わる実務について説明や質疑応答を行う。

14 派遣料の支払い

- (1) 受託者は、毎月10日までに前月分の請求書を委託者に提出する。
- (2) 委託者は、契約に基づき毎月分の派遣料をその翌月末までに受託者に支払う。

15 遵守事項

- (1) 受託者は業務の従事者に対して、法令を遵守し適切な措置を行っていること。
- (2) 受託者は、労働、社会保険に加入した者を派遣すること。加入していない派遣 労働者については、その具体的かつ適正な理由を委託者に示すこと。
- (3) 受託者は、ALTに対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、ICT機器の使用方法、児童・生徒へのセクシャルハラスメント等の不適切な行為の防止、人権擁護等に関する教育にも十分留意すること。
- (4) ALTは業務履行時に宗教活動や政治活動を行わないこと。
- (5) ALTは就業場所等で業務を行う場合、名札を着用し、児童・生徒の模範となるような言葉遣いや身なりに注意を払うこと。
- (6)上記の他、受託者及びALTは、社会通念上不適切な行為は厳に慎むこと。

16 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 受託者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、 この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、または 不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事 項を周知するものとする。

17 労働災害等

ALTの就業中及び通勤中の負傷、事故等は受託者の責任に応じて一切を処理 するものとする。また、ALTが加害者となった場合も、受託者の責任において 一切の処理をするものとする。

18 契約の解除

- (1) 委託者は、受託者がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除 することができる。
- (2) 前号の場合において、受託者に損害が生ずることがあっても、委託者はその損害を賠償しないものとする。

19 派遣事業にかかる提出書類 (予定)

- (1) ALTのプロフィール
- (2) 就業前健康診断実施報告書
- (3) 研修報告書
- (4) 月別業務実績報告書
- (5) ALT出勤簿(指導記録等を含む)
- (6) 業務完了報告書

20 著作権の保護

本業務を履行する場所にて使用する著作権をもつ教材、資料を、互いに相手方からの書面による許可なしに、他の目的に流用すること及び第三者に渡すことをしてはならない。

21 その他

本契約は愛知県最低賃金に一定以上の変動があった場合、西尾市業務委託契約約款第10条の規定により、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項(賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)を適用する契約とする。

本仕様書に記載されている事項やそれ以外の事項について変更等が必要な場合は、委託者と別途協議するものとする。